委員会提出議案第2号

会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年6月26日提出 提出者 総務委員会委員長 今 岡 翔 平

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

別 紙

会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求 める意見書

会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書

2016年に実施された総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員であります。

職種は行政事務職のほか保育士、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治 法の一部を改正する法律が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入さ れるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、 常勤職員との均等待遇が求められています。

2020年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、 把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善にともなう新たな予算の確保 などが必要となっています。

よって、政府におかれては、行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、下記の事項が実現されますよう強く要望いたします。

記

1 会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自 治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正 における国会の附帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要 な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月26日

三重県亀山市議会議長 小 坂 直 親

 \equiv 内閣総理大臣 安 倍 晋 様 財務 大臣 麻 太 生 郎 様 総務大臣 真 様 石 田 敏 衆議院議長 大 島 理 森 様 参議院議長 忠 様 達